

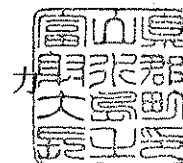
大島町告示第 22 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 号第 1 項の規定により、次のとおり  
本町の字の区域を変更するので、同条第 2 項の規定により、告示する。

平成 17 年 9 月 27 日

大島町長 吉 田



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、新たに大字「赤井」、字「拾田」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
大島町	赤井	大坪	1 2 6 の 4
		上間掛	1 6 1 の 2、1 6 1 の 3
	黒河又新	赤井	1 0 8 0 の 2、1 0 8 1 の 2、1 0 8 4 の 2